

# 産前産後休業期間中の 厚生年金保険料 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

従業員が産前産後休業を取得すると、妊娠・出産のために勤務しなかった期間の社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）が従業員・企業双方の負担とともに免除されます。経済的な不安を軽減し、安心して出産に臨める制度です。

## 産前産後休業の期間と具体例

妊娠区分	対象期間	具体例
単胎妊娠	出産予定日の42日前～出産日の翌日から56日後まで	出産予定日：7月15日 ⇒ 産前：6月3日～7月14日 産後：7月16日～9月9日
多胎妊娠	出産予定日の98日前～出産日の翌日から56日後まで	出産予定日：7月15日 ⇒ 産前：4月8日～7月14日 産後：7月16日～9月9日

※出産が予定日より遅れた場合、その分だけ**産前休業が延長**されます。

免除される厚生年金保険料の金額は、以下の計算式で算出されます。

- **月々の保険料:** 従業員の**標準報酬月額**（毎月の給与を一定の幅で区分した金額）に厚生年金保険料率（18.300%）を乗じた額。
- **賞与の保険料:** 1,000円未満を切り捨てた**標準賞与額**に厚生年金保険料率（18.300%）を乗じた額。

具体的な金額は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のウェブサイトなどで確認できます。厚生年金基金に加入している場合は、加入している基金の規定を確認してください。

## 申請手続きと必要書類

産前産後休業中の保険料免除を受けるためには、企業が日本年金機構（または健康保険組合）に申し出る必要があります。

1. **提出書類:**「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」

2. **提出時期:**

産前産後休業期間中、または休業終了後1ヶ月以内。

期日を過ぎた場合、理由書や出勤簿・賃金台帳など、休業していることが確認できる書類の提出が求められることがあります。

3. **提出先:**事業所の所在地を管轄する**年金事務所**または**事務センター**。

4. **提出方法:**電子申請、郵送、窓口持参（年金事務所のみ）。

## 期間の変更・終了時の手続き

出産予定日とのずれや、従業員の早期復職などにより、産前産後休業期間に変更が生じる場合があります。その際は、速やかに以下の手続きが必要です。

・ **提出書類:**「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者変更（終了）届」（「産前産後休業取得者申出書」と同一様式）

・ **注意点:**出産日によって実際の休業開始日や終了日が変動する可能性があるため、**開始日と終了日をよく確認**して申出書を提出しましょう。